

平成25年3月4日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 同族株式の相続の仕方

オーナー会社の株式は後継者が相続しましょう

### [1] 事業承継者が相続し、支配権の分散を防ぎましょう

オーナー経営者が亡くなると、預貯金以外の相続財産のメインは会社の株式です。「相続税対策」と称し、株式を広く親族に分散させる事があります。しかし、株式が分散され株主が大勢になると、後継者の苦労も多くなるでしょう。

非上場の場合、**後継者は経営者としての地位と、その会社の支配権を同時に握る事が大切**です。順調に経営しているにも関わらず、心ない株主が支配権を握っていると株主総会で動議を出され 混乱する可能性を否定できません。

後継者にとって株式はとても大切な財産ですが、会社に携わっていない人にとっては、正直困った財産です。配当金を貰える可能性は低く、相続税評価額は高いのに、市場性が無いため処分不可能です。困った結果、「後継者に少しでも高く買い取ってもらおう。」と考えるようになります。売る側は、相続税評価額に基づき相続税を納めていますので、相続税評価額で買取るのが妥当だと思っています。買う側は、相続税評価額とは税額を計算するためだけの価額で、額面金額が妥当な価額だと考えます。買取り価額の折り合いをつけるのにも一苦労します。

相続が発生する度に株式を分散していくと、ネズミ算式に株主の数が増えてしまいます。後継者ではない人が所有している株式は、買取等により事前に分散を防ぎましょう。非上場の同族株式は、後継者やその会社に関係の深い人達が所有し、確実に事業を承継して行きましょう。

### [2] 事業承継者ではない相続人が取得した同族株式の買取りについて

後継者以外の方が相続した株式を 後継者が買取する方法と、会社が買取の方法があります。会社を買取ってもらうと**特例の適用**ができるので、**売る側は有利**になります。

通常 個人が株式をその発行会社に譲渡すると、資本金に相当する金額を超える部分は、**配当所得**として所得税が課されます。

しかし、相続により取得した非上場株式を 相続税の申告期限後3年以内に発行会社へ譲渡した時は、譲渡所得として分離課税により所得税が課されます。また、この場合の譲渡所得金額を計算するに当たり、納付した相続税額のうち その株式に対応する部分の金額を 収入金額から控除することができます。